

福島県阿武隈川上流流域下水道浄化センター運動広場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民の下水道施設に対する意識の啓発及び福祉の増進に資するために福島県流域下水道管理者（以下「管理者」という。）が、阿武隈川上流流域下水道浄化センターに設置する運動広場（以下「運動広場」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(行為の制限)

第2条 運動広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名活動その他それらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、運動広場の全部又は一部を独占して使用すること。
- (6) 花火、キャンプファイヤーその他火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は運動広場施設、行為の内容その他参考となる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を管理者に提出してその許可を受けなければならない。

4 管理者は、第1項各号に掲げる行為が県民の運動広場の利用に支障がないと認められる場合でなければ、第1項又は前項の許可をしてはならない。

5 管理者は、第1項又は第3項の許可に、運動広場の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(行為の禁止)

第3条 運動広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項又は第3項の許可に係るものについては、この限りではない。

- (1) 運動広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石の採取その他の土地の形状の変更をすること。
- (4) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 貼り紙、貼り札その他の広告物を表示すること。
- (7) 指定された立入禁止区域に立ち入ること。

- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (9) 指定された駐車場以外の場所へ車両を駐車すること。
- (10) 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。
- (11) 運動広場をその用途以外に使用すること。
- (12) 他の運動広場利用者に危険を及ぼす行為をすること。

(利用の禁止及び制限)

第4条 管理者は、運動広場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は運動広場に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、運動広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するために、区域を定めて、運動広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(供用)

第5条 運動広場は、原則として、毎日供用する。ただし、悪天候等のため供用を中止する場合がある。

(監督処分)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この要綱の規定により行った許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為を中止し、運動広場を現状に回復し、若しくは運動広場から退去することを命ずることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この要綱の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 虚偽その他不正な行為によりこの要綱の規定による許可を受けた者

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この要綱の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分を行い、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 運動広場に関する工事又は流域下水道に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 運動広場の保全又は県民の運動広場の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に定めるほか公益上やむを得ない必要が生じた場合

(委任)

第7条 この要綱の施行につき必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 福島県阿武隈川上流流域下水道県中処理区県中浄化センター運動広場管理要綱（平成3年2月22日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月25日から施行する。